

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成 24 年 3 月 29 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）の退職
役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長	■	
理事	■	業績勘案率は 1.0 とする。
監事	■	

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成
17 年 8 月 23 日内閣府所管独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定。

（決定の理由）

平成 23 年 12 月 12 日、平成 24 年 2 月 3 日及び 3 月 12 日開催の沖縄科学技術
研究基盤整備機構分科会（以下「分科会」という。）において審議。

基準業績勘案率（算定方法は別紙）1.0 を基に、退職した役員の特段の貢献度
等について、審議したところ、それぞれ以下の事情が認められることから、業
績勘案率（案）を「1.0」とすることに決定した。

（1）元理事長について

元理事長においては、平成 17 年 9 月に前身となる組織を有さない新設の
法人として機構が設立されて以降、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
の設立に伴う機構の解散に至るまでの間、理事長として機構の業務を総理
し、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行う沖縄科学技術大学院大
学（以下「大学院大学」という。）の設置準備という機構の目的の達成に向
け、リーダーシップを発揮してきた。

特に、4 研究ユニットから始めた機構が最終的には 45（うち外国人の主
任研究者によるものが 29）ユニットとなり、機構の研究体制は格段に拡充

されてきたが、この草創の過程で、研究環境の整備を図ると共に研究者の採用に当たり、元理事長の果たした貢献は絶大であった。この短期間で極めて優秀な研究者を確保できたことは、元理事長の知名度や国際的なネットワークを通じた努力がなければ、実現不可能であったものと認められる。

また、大学院大学は開学に先駆けて、国内外において高い知名度を獲得し、国内外の大学や研究機関とのネットワークも構築されつつあるが、これは前述の研究ユニットの研究実績や元理事長の国際的な活動の成果であるといえることができる。

このように元理事長の献身的な努力なくして、国際的な世界最高水準の大学院大学の設立という我が国でも前例のない事業を完遂し、機構の目的を達成することは不可能であったものと認められ、加算要因として認めることができる。

他方、元理事長の在任期間中に、主として機構が前例のない事業を実現するための新設の法人として設立され、その組織体制が整備途上であったことに起因して、施設整備の予算執行に係る問題やパワーハラスメントに関する国会での指摘等、その業務運営に関して不適切な事案が発生したことも事実である。事後的に業務運営の改善や組織体制の再編等の再発防止策が講じられてきたものの、機構の管理運営に関して発生した上記の事案は理事長の職責に係る事項における減算要因として考慮せざるを得ない。

以上の点を総合的に考慮し、元理事長の業績勘案率（案）を1.0とする。

（2）元理事について

元理事においては、平成19年9月の就任以降、機構の解散までの間、機構の唯一の理事として、沖縄において機構の業務全般を統括し、理事長の職務遂行を補佐してきた。

元理事は、理事長やノーベル賞受賞者等で構成される運営委員会と密接に連携を取りつつ、外国人の職員を多く擁する機構の業務を掌理し、国際的トップレベルの大学院大学構想という前例のない事業を日本の法令・制度の枠内で実現することに努めてきた。特に、国内外において高く評価され、機構及び大学院大学の知名度の向上につながっている国際ワークショップや国際セミナーの開催、優秀な研究者や学生を呼び込むインセンティブとなっている機構の研究施設・設備の整備において、元理事の果たした役割は絶大なものと認められる。

このように機構の業務は元理事と元理事長の適切な役割分担の下でなされてきたものであり、元理事の貢献についても、国際的な世界最高水準の大学院大学の設立準備という機構の目的を達成する上で必要不可欠であり、加算要因として認めることができる。

他方、前述の機構の業務運営に関する不適切な事案は、その原因は元理事の着任以前の状況に端を発したものであるとはいえ、元理事の在任期間中に顕在化したことも事実である。元理事においては、理事長を補佐し、再発防止策の実施に取り組んできたところではあるが、機構の管理運営に関して発生した事案は理事の職責に係る事項における減算要因として考慮せざるを得ない。

以上の点を総合的に考慮し、元理事の業績勘案率（案）を1.0とする。

(3) 元監事について

元監事においては、平成21年9月の監事就任以降、常勤監事として、機構の業務について定期又は随時の監査を行い、その職務を適切に遂行した。元監事の職責に係る事項に関し、加算あるいは減算すべき要因は認められないことから、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情は存在せず、業績勘案率（案）を1.0とする。

(以上)